

## 安定型産廃処分場建設の差止理由

全国各地の数々の安定型産廃処分場建設の差止事例を見ると、ほとんどの判例が「有害物質の混入が不可避であること」と「汚染水が処分場外に拡散していくこと」の2点を判決理由として差止に至っています。

### 私たちの権利

私たち地域住民の権利としては、主に**人格権（身体的人格権／平穏的生活権）**があり、他にも**水利権**や**漁業権**などがあります。

（＊人格権は憲法13条を根拠として実体法上の権利として認められている）

全国各地の裁判では、地域住民によるこういった権利に基づいた「安定型産廃処分場建設の差止請求」が認められてきました（＝**住民側の勝訴**）。

**人格権（身体的人格権）の侵害** ← 飲料水が汚染される恐れ

**人格権（平穏的生活権）の侵害** ← 環境汚染を心配しながら暮らす

**水利権の侵害** ← 農業用水が汚染される恐れ（農作物が汚染される恐れ）

**漁業権の侵害** ← 漁獲物が汚染される恐れ

## 伊賀市安定型産廃処分場について

本件より流れ出した汚水が**山田水源**に流れ込み、山田地区住民の**飲料水が汚染される恐れ**があります（＝**人格権の侵害**）。また下流域の**農業用水が汚染される恐れ**（農作物が汚染される恐れ）もあります（＝**水利権の侵害**）。

## 伊賀市水道水源保護条例について

伊賀市には**水道水源保護条例**があります。この条例の審議会では私たち**地域住民の意見書**や**再意見書**、事業者の見解書等も参考にしながら審議が進められるそうです。審議会あるいは伊賀市長によって、本件施設が「**規制対象事業場**である」と認められれば、県の許可は下りず**建設は中止**となります。